

# 除排雪

市は、冬の安全な交通の確保を目指し、市道の除排雪をするほか、バス路線など主要交差点を中心に凍結防止剤を散布します。現在、市道の総延長は2102kmにも及び、全ての市道の除排雪には対応できません。自宅の前や身近な道路は、隣近所で協力し合って除排雪をお願いします。担当は除排雪対策本部。【広報ID】1001818

## 本年度の除排雪体制

本年度の除排雪の対象は、市道のうち車道1503km。(昨年度比4.0%増)。これは盛岡から北九州間の距離に相当します。歩道は356km。(同6.1%増)です。次の出勤基準や優先順位などに基づき除排雪します。

### ◆除雪車の出勤基準

- ①降雪量が約10mmを超えたとき
- ②路面の吹きだまりが著しいとき
- ③車体の底が接触するほどの「わだち」ができたとき



### ◆除雪作業の優先順位と排雪の目安

除雪作業時間は降雪状況で変わります。

#### <盛岡・都南地域>

##### ①バス路線などの幹線道路

6時完了を目標に除雪。大型車両の擦れ違いが難しい場合は排雪します

##### ②バス路線以外の幹線的な道路

7時完了を目標に除雪。一般車両の擦れ違いが難しい場合は排雪します

##### ③生活道路

②の路線終了後、順次除雪。一般車両の通行が難しい場合は排雪します

#### <玉山地域>

市道や農道、林道などの生活路線を区域ブロックに分けて、通勤・通学時間帯前の完了を目標に除雪します。

### ◆豪雪対策本部の設置

積雪が40cmを超えて市民生活に大きな影響を及ぼす恐れがある場合、豪雪対策本部を設置します。関係機関と協力して、除排雪に関する問い合わせの受け付けや現地確認の体制を強化します。

## 除排雪作業にご協力ください

昨年度、除排雪や凍結防止剤の散布にかかった費用は、市全体で約6億9500万円。市は業者などに委託して、できる限り除排雪作業に取り組みますが、路地や戸口の除排雪までは行き届かない状況です。安全に効率よく作業するため、次のことにご協力ください。

### ●雪が降る前に準備をしましょう

- 屋根には雪止めを付けましょう。道路沿いの屋根から落ちる雪は、歩行者にとって危険です
- 道路にはみ出している樹木の枝は、除雪作業や通行の支障になります。枝を払うなど、適切に管理しましょう
- 道路と宅地の段差に設置している踏み板は、除排雪に支障を来すほか、自転車などの通行の妨げにもなります。雪が降る前に撤去しましょう



踏み板は雪が降る前に撤去しましょう

### ◆出入り口の除雪に協力を

除雪車が通った後、道路脇には寄せられた雪が残ります。戸口の雪は各家庭で必要に応じて除雪するよう、ご理解とご協力をお願いします。

### ◆宅地などの雪を道路に出さないで

宅地などの雪を道路に出すと道幅が狭くなり、でこぼこになるため大変危険です。道路には絶対に出不さぬようお願いします。

### ◆路上駐車はやめましょう

除排雪作業の妨げになるため、路上駐車や、車道や歩道へはみ出すような駐車はやめてください。

### ◆深夜、早朝の除雪作業にご理解を

除雪作業は、交通量の少ない深夜から早朝にかけて行われる場合があります。除雪車のエンジン音や振動でご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

### ◆凍結防止剤の散布

バス路線などの主要な交差点や急な坂道などの滑りやすい場所には、散布車を使って凍結防止剤を散布するほか、凍結防止剤を入れたドラム缶を設置します。滑りやすい路面で、車両がスリップしそうなときや、歩行者が滑って危ないときにお使いください。凍結防止剤はその場所の緊急用なので、持ち帰らないでください。

## 福祉除雪のお知らせ 来年3月31日まで

### ●市職員による福祉除雪

市は、1人暮らしの高齢者や身体障がい者などの世帯で、家庭や地域での除雪が困難な場合に、玄関先から道路入り口までの通路を除雪します。  
【申し込み】積雪時に市役所除排雪対策本部 ☎603-8004 で電話受け付け。原則、翌日以降に作業します

### ●施設や団体などの協力による福祉除雪

市社会福祉協議会が、雪かき協力団体を派遣します。  
【申し込み】市社会福祉協議会 ☎651-1000 で電話受け付け。活動できる範囲が限られるので、受け付け後、派遣できるかどうかや派遣費用などについて連絡します

## 雪置き場

大量にたまった雪は、市指定の12カ所の雪置き場(地図参照)をご利用ください。  
※雪置き場にゴミを捨てるのは不法投棄となり、罰せられることがあります



※1 利用は8時から17時まで。10cm以上の車両は不可。混雑するので、なるべく他の雪置き場のご利用を  
※2 一般車両は河川敷沿いの道路を利用 ※3 10cm以上の車両は不可

### 除排雪対策本部の設置期間は/

12月1日(金)～  
来年3月31日(土)です

問い合わせは  
ホームページからどうぞ

電話による問い合わせは混み合うため、つながりにくくなる場合があります。市公式ホームページに問い合わせ専用フォームを設けているので、ご利用ください。  
【広報ID】1001825

### ◆町内会・自治会に貸し出します

#### <小型除雪機>

希望する町内会・自治会へ小型除雪機を無料で貸し出しています。保管場所がない町内会などには、1日単位で貸し出します。指定した場所での借り受け・返却が条件です。申し込みや問い合わせは、道路管理課へどうぞ。



### <運転手付きトラック>

町内会・自治会などで行う除排雪作業の際、たまった雪を運搬する運転手付きのダンプトラック(2t車、4t車)を無料で貸し出します。学校周辺で排雪する場合や積雪が35cmを超えた場合は、雪の積み込み用機械も併せて貸し出します。希望する場合は、道路管理課へどうぞ。  
※玉山地域については、玉山総合事務所建設課へお問い合わせください

## 除排雪の問い合わせ

- ▶市道 ※玉山地域を除く……………除排雪対策本部 ☎603-8004
- ▶農道 ※玉山地域を除く……………農政課 ☎613-8459
- ▶林道 ※玉山地域を除く……………林政課 ☎613-8451
- ▶玉山地域の市道・農道・林道など……玉山総合事務所建設課 ☎683-3839
- ▶凍結防止剤配布、小型除雪機、貸し出しダンプトラック、雪置き場について※玉山地域を除く……………道路管理課 ☎613-8543
- ▶国道4号……………国土交通省盛岡国道維持出張所 ☎636-0018
- ▶国道46号……………国土交通省盛岡西国維持出張所 ☎687-5888
- ▶国道106号、396号、455号、県道(仙北町通、中ノ橋通、中央通、前九年、青山方面)……………盛岡広域振興局土木部道路環境課 ☎629-6646 (月～金曜の8時半～17時15分) ☎629-6521 (夜間、土・日曜、祝日)

